部落解放同盟京都府連合会 委員長 西島 藤彦 部落解放同盟京都市協議会 議 長 木下 松二

## 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃を求める京都市への要望書

## はじめに

2002年3月に特別対策としての同和対策事業法が終了し、それから約20年が経過したが部落差別は解消されたわけではない。地域の住環境は、法制定後早い時期に建設された住宅は老朽化が進み現在の建築基準には合致しないなど、大幅な改修や建て替えが迫られている。また、部落の生活や教育、産業や就労の実態をみたとき、依然深刻な状態に置かれている。部落差別解消推進法が施行されて今年で7年を迎えようとしているが、インターネット上で部落情報を録画し公開する差別事件も発生している。これらの解消にむけて早急な対応を明らかにすると同時に、下記の要求項目について誠意ある回答をされたい。

- 1. 本年6月28日、東京高等裁判所でくだされた「全国部落調査」復刻版出版さし止め裁判の判決で、高裁は「個人の尊重を保障した憲法13条や法の下の平等を定めた14条の趣旨に鑑み、人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」と言及。被差別部落出身と推測させる地名の公表はこの利益を「侵害する」と判断した。これに対する京都市の見解を明らかし今後の部落問題の解決に向けた京都市の姿勢を明らかにされたい。
- 2. 部落差別解消推進法第4条に「相談体制の充実」の必要性が示されているが、部落差別を受けた被差別の立場の人たちへのメンタルケアについて誰がどのように対応しているのか具体的(個人名及び個人が特定できる内容は不要)な活動事例を明らかにし今後の対応について取り組まれるのか明らかにされたい。
- 3.一昨年、栃木県の行政書士が戸籍謄本や住民票3500通を不正取得した事件が発生し、京都市内でも判明した。事前登録した本人への告知がされたが、その後誰が取得したかについて情報公開請求をおこなったとしても、不正取得した者の特定は個人情報保護条例により黒塗りとなり判明しない。これでは被害者にとっては、誰が何の目的で取得されたのか確認することができない。職務上請求用紙を使って取得された場合「あなたの名前と目的が相手に告知される」という内容を加えるべきと考えるが、見解を明らかにされたい。
- 4. 一昨年3月に策定された団地再生計画について4地区(田中・錦林・東三条・西三条)6 団地の建て替えがそれぞれに進められているが、古くて危険な住戸を新しくする単なる建て替え事業となっていないか。どのようなタイプの部屋をどれだけつくるによって、将来どのような家族がどれくらい住めるのかが決まってくる。被差別部落が将来どのようなまちになってい

くのかのヴィジョンにかかわり、具体的な目標を明らかにされたい。また久世、辰巳、改進地 区についての進捗状況を明らかにされたい。

- 5. 京都府内の大学・短期大学の学生に対する「大学生等の公正な採用選考にかかる実態に関するアンケート」の集計結果が示され、就職にかかる応募書類や採用面接で戸籍・本籍を求めるものや家族構成・職業・収入や住宅状況について関することなど本人の能力とは関係のない事項の質問等がされている実態が明らかになった。教職員に対する公正採用選考にむけた研修の充実や生徒に対する公正採用選考についての教育指導を行うよう取り組まれたい。
- 6.2018年の学習指導要領の前文においては、これからの学校においては「一人ひとりの児童 又は生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊 重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続 可能な社会の創り手となることができるようにする」といわゆる「持続可能な社会の創り手」 の育成を重要な課題であるとされている。地元地域や学校とどのように連携して子どもたちの 教育を行うのか明らかにされたい。
- 7. 子どもたちを取り巻く状況は、虐待や貧困など大きな社会問題として日常的に報道されている。子どもの頃に受けた心の傷や身体への暴力は、大人になってからの人格に大きな悪影響を及ぼしている。これらの子どもたちの現状と、これまでの対応及び今後の取り組みについて明らかにされたい。
- 8. 京都市は2018年7月へイトスピーチに関して「公的施設のガイドライン」を施行したが、ガイドラインにのっとった対応件数と内容について明らかにされたい。今後、実効性を担保するため、京都市総体で取り組み体制を再点検し、民間施設にも協力を依頼するなど京都市の差別を許さない強い姿勢を示されたい。
- 9. 「障害者権利条約」の締結や「障害者差別解消法」の施行を踏まえ京都市では「社会モデル」の考え方の下、障害者差別禁止や合理的配慮の提供に係り取り組んできたとされている。 現在に至りどのような成果がありどのような課題が残っているのか明らかにされたい。また、 京都市における「障害者雇用」の現状について明らかにされたい。
- 10. 昨年5月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(略称「困難女性支援法」)が成立したが、京都市では性による差別の実態をどのように把握・理解し、来年の施行に向けてどのように取り組んでいくのか明らかにされたい。